

「地方公務員法第58条の2」および「苫小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づき、市職員の給与や勤務状況などと公平委員会の業務状況について、市民の皆さんに概要をお知らせします。

給与の決定

苫小牧市職員の給与は、生計費をはじめ、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮した「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」で定められています。これら給与に関する予算は毎年、市議会の審議を経て決定しています。

職員を適正に配置

市職員の定数は、国が示した定員モデルや他市の状況、市の行政需要を考慮して適正な配置に努めています。

(平成28年度)

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
総合政策部まちづくり推進室長	平成28年3月31日	平成28年4月1日	(一財) 苫小牧保健センター	苫小牧保健センターの管理・運営	事務参与
財政部長	平成28年3月31日	平成28年4月1日	苫小牧ガス㈱	苫小牧ガスの会計監査	監査役
上下水道部長	平成28年3月31日	平成28年4月1日	苫小牧管工事業協同組合	苫小牧管工事業協同組合の業務管理	専務理事・事務局長
消防長	平成28年3月31日	平成28年4月1日	(一社) 苫小牧建設協会	建設業労働災害防止協会の運営など	専務理事
苫小牧港管理組合総務部長	平成28年3月31日	平成28年6月15日	㈱苫小牧オートリゾート	苫小牧オートリゾートの管理・運営	代表取締役

A 任用の状況

職員の定数は「苫小牧市職員定数条例」で定められています。平成29年4月1日現在の職員数は1,795人で、平成28年4月1日と比較して24人の増となっています。

1 職員数

部門	区分	職員数(人)		対前年増減(人)
		29年度	28年度	
一般行政部門	議会	12 (0)	12	0
	総務	217 (20)	212	5
	税務	74 (2)	73	1
	民生	202 (11)	199	3
	衛生	88 (4)	82	6
	労働	6 (0)	6	0
	農林水産	4 (2)	5	△ 1
	商工	22 (2)	22	0
	土木	114 (14)	111	3
	小計	739 (55)	722	17
特別行政部門	教育	116 (15)	125	△ 9
	消防	235 (8)	226	9
	小計	351 (23)	351	0
公営企業など会計部門	病院	523 (7)	519	4
	水道	77 (12)	77	0
	下水道	39 (6)	38	1
	その他	66 (2)	64	2
	小計	705 (27)	698	7
合計		1,795(105)	1,771	24

() は常勤の再任用職員で外数
※職員数には、特別職、苫小牧港管理組合派遣職員、臨時職員、非常勤職員は含まない

2 採用者数と退職者数

(平成28年度)

	採用者数(人)	退職者数(人)
一般部局	57 (21)	32 (7)
市立病院	62 (1)	54 (0)
消防	12 (4)	7 (0)
教育委員会	2 (3)	11 (1)
合計	133 (29)	104 (8)

() は再任用職員で外数
※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの新規採用者および退職者

3 退職職員の再就職状況

苫小牧市では、部次長相当職以上で退職した者が離職後2年以内に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る)または営利企業の地位に就いた場合には、再就職の状況について公表することとされています。平成28年度の状況については次の通りです。

B サービスの状況

平成28年度の服務規律確保の取り組みは次の通りです。

服務規律確保の取り組み

(平成28年度)

取り組み	コンプライアンス	綱紀保持など
内容	「コンプライアンス指針」に基づき、基本的な事項を意識して、信頼される職員を育成することなど	綱紀の保持、安全運転の励行と交通事故・違反の防止などの周知徹底
周知方法など	職員の各階層別に実施するコンプライアンス研修と、管理職による職場研修の実施	所属長または職員に対する通知

サービスの根本基準

全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません(地方公務員法第30条)。また、職員には、以下のことが求められています。
●法令などと上司の職務上の命令に従う義務
●信用失墜行為の禁止 ●秘密を守る義務 ●職務に専念する義務
●政治的行為の制限などに関する規定の遵守

C 勤務時間その他勤務条件の状況

平成29年4月1日現在の一般職の勤務時間、平成28年度の年次有給休暇平均取得日数、育児休業・介護休暇取得者数は次の通りです。

1 一般職員の勤務時間

(平成29年4月1日現在)

月～金曜日 週38時間45分	勤務時間	8時45分～17時15分
	休憩時間	12時～12時45分

※本庁勤務の場合。2交代や3交代の場合は週38時間45分を原則に割り振り
※休憩時間は、労働基準法で定められている休憩時間

2 年次有給休暇平均取得日数

(平成28年度)

10.15日	1年度20日付与、現年度分のみ20日を限度に繰り越しが可能
--------	-------------------------------

3 育児休業・介護休暇取得者数

(平成28年度)

区分	男性	女性	計	区分	男性	女性	計
育児休業(人)	2	39	41	介護休暇(人)	0	1	1